

## 笠置町職員の懲戒処分の公表

平成 30 年 10 月 31 日

笠 置 町

### 一般職員の懲戒処分について

笠置町職員の懲戒処分等の指針第 5「懲戒事案の公表」に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 事業の概要

被処分者は、企画観光課課長補佐であった平成 28 年度において、地方創生関連事業である過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の実施にあたり、事業実施団体である民間団体に対し、笠置町補助金交付要綱に基づく文書による補助金交付決定を行うことを怠り、補助金の事務処理について適切な指導を怠った。

また当該事業の事務処理にあたり、町財務規則に基づく請求書等が不備であったにも関わらず、事業実施団体に対し不備に関し適切な指導をせず事務処理を行った。

##### 2. 被処分者及び処分内容

区分	被処分者	処分内容	処分日
当事者	課長級職員	戒告	平成 30 年 9 月 28 日

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに笠置町職員の懲戒処分等に関する指針第 2 第 3 項第 9 号に該当する。

なお、監督不行き届きとして、前会計管理者に文書訓告を行った。

##### 3. 再発防止に向けて

今後、二度とこのようなことがないように、管理体制の一層の強化に取り組むとともに、再発防止を徹底し、職員の資質向上と組織を挙げて全力で信頼回復に努めます。